

いちご保育園 重要事項説明書

特定地域型保育の提供の開始に際して、あらかじめ、いちご保育園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	Learning & Culture Innovation 株式会社
所在地	東京都目黒区中町 1-5-16
連絡先	080-5885-5515
代表者氏名	代表取締役 内田 正志

2 施設概要

施設の種類	小規模保育事業所 A 型
施設の名称	いちご保育園
施設の所在地	神奈川県川崎市中原区新城 5-3-10
連絡先	080-5885-5515
施設長（管理者）	内田 正志
受入年齢	生後 5 か月～2 歳児
利用定員	乳児（0 歳） 6 人 1・2 歳児 14 人
開設年月日	平成 28 年 6 月 20 日
事業所番号	1413052000803

3 施設の目的及び運営の方針

いちご保育園（以下「当園」という。）は、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成 26 年川崎市条例第 35 号、以下「条例」という。）に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 施設・設備の概要

敷地面積	138.16 m ²		
施設の構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建集合住宅の 1階 延床面積 93.12 m ²		
設備	保育室	3室	59.64 m ²
	調理室	1室	6.04 m ²
	トイレ	3個	児童用 2個 大人用 1個
	その他	火災報知器及び消火器	
園庭	1000 m ² 近隣の新城公園を利用		

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
施設長（管理者）	1人	保育室の統括、保護者の育児相談
保育士	11人	保育業務、保護者の育児相談
保育補助者	0人	保育業務
調理員	1人	給食調理

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時30分から18時30分の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります）。

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期

間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

以下の日時を基本的な保育時間とする。

- | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|-----|---|--|---|--|---|---|--|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> | 月曜日 | : | | 時 | | 分 | ～ | | 時 | | 分 |
| <input type="checkbox"/> | 火曜日 | : | | 時 | | 分 | ～ | | 時 | | 分 |
| <input type="checkbox"/> | 水曜日 | : | | 時 | | 分 | ～ | | 時 | | 分 |
| <input type="checkbox"/> | 木曜日 | : | | 時 | | 分 | ～ | | 時 | | 分 |
| <input type="checkbox"/> | 金曜日 | : | | 時 | | 分 | ～ | | 時 | | 分 |
| <input type="checkbox"/> | 土曜日 | : | | 時 | | 分 | ～ | | 時 | | 分 |

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

- (1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供
上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。
- (2) 施設内調理による給食の提供
- (3) 延長保育の実施

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

- (1) 特定地域型保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定をお支払いいただきます。
- (2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。
お支払方法は、別途お知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 当園の利用は、市町村から特定地域型保育の実施について利用調整を受けた後、必要な事項を記載した書面による利用契約の締結をもって開始するものとします。
- (2) 当園の利用は、利用する子どもが満3歳に達した後、最初の3月31日を経過したとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	なかじま医院
医師名	池上 英
所在地	神奈川県川崎市中原区新城 3-5-1
電話番号	044-766-3770

(2) 歯科

医療機関の名称	ひらの歯科クリニック
歯科医師名	平野 由香
所在地	神奈川県川崎市中原区上新城 1-1-6 グラシヤス武蔵新城 1F
電話番号	044-789-8282

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定地域型保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名： なかじま医院 診療科： 小児科・内科・皮膚科 所在地： 神奈川県川崎市中原区新城 3-5-1 電話番号： 044-766-3770
受診医療機関②	医療機関名： しまだ小児クリニック 診療科： 小児科 所在地： 川崎市中原区上小田中 2丁目 4 2-2 2 電話番号： 044-777-7411

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。												
避難・備蓄用品	<table border="0"> <tr> <td>・避難用リュック</td> <td>有</td> <td>・備蓄米・食糧</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ミネラルウォーター</td> <td>有</td> <td>・懐中電灯</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・非常用電源</td> <td>有</td> <td>・毛布</td> <td>有</td> </tr> </table>	・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有	・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有	・非常用電源	有	・毛布	有
・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有										
・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有										
・非常用電源	有	・毛布	有										
緊急時の伝言方法	緊急時災害用伝言ダイヤルを用います。												
避難場所	新城小学校（川崎市中原区下新城 1丁目 1 5-1）												

14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

15 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	賠償責任保険
保 険 の 内 容	対人賠償 10億円まで 対物賠償 2億円まで

16 連携施設

当園では、次の施設と連携施設に関する契約を締結しております。

施 設 名 称	連 携 内 容
りんご保育園	・交流保育及び保育の適切な実施にあたっての相談・助言 ・嘱託医による合同健康診断

17 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	・車での送迎は御遠慮ください。 ・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投薬は行いません。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	---

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	利用する延長保育時間 30分につき 月額 1,000 円（月極） 日額 500 円（スポット） ※被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除
補食代	延長保育時に提供する補食代を実費で御負担いただくもの	月額 1,500 円（月極） 日額 75 円（スポット）
写真代	毎月撮影する写真代金（毎月 10 枚までは無料・11 枚目以降有料）	1 枚 50 円
備品代	毎月使用する以下の備品の代金 ・オムツ ・おしりふき ・手口ふき ・ペーパータオル ・ティッシュペーパー ・ビニール袋 ・紙コップ ・歯ブラシ	※購入価格および使用数に基づいて個別に算出
保育用品代	・帽子	※購入価格および使用数に基づいて個別に算出

令和 年 月 日

保育園名：いちご保育園

説明者職氏名：施設管理責任者 内田 正志

私は、本書面にに基づき、重要事項の説明を受け、あらかじめ、いちご保育園の特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：